

いつもお世話になります。与謝蕪村の句「春の水山なき国を流れけり」の季語は「春の水」。雪解け水が流れ込んで水かさが豊かになった春の川のことです。冬から春へと季節がめぐり、眠っていた生命が目覚める頃、「春の水」は万物を育む水となります。何ひとつ無駄のない自然の摂理に我々も教えられることばかりです。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）】

アジア太平洋経済協力会議（APEC）参加国を中心に、すべての物品の関税を原則撤廃する経済連携協定。シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国が参加する自由貿易協定で2006年5月に発効した。現在は米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加を表明し、新たな枠組みの合意に向けて9カ国で交渉中。日本も参加を検討中だが、関税撤廃による国内農林水産業への影響などを懸念する声もある。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【所得税が還付されるかもしれません】

「遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象とならない」とする最高裁判所の判決が昨年ありました。これにより、過去に遡って納めすぎていた所得税が還付されます。

具体的なケースの一例としては、亡くなられたご主人の生命保険金をその遺族が年金形式で受け取っているような場合。

これまでは年金として受け取った保険金は、「各年ごとに年金収入から、それに



対応する支払保険料を差し引いた金額」が所得税の対象となりました。しかし、今回の判決により「年金として受け取った各年の保険金を、所得税の課税部分と非課税部分に分けて課税する」ように変更されました。そのため非課税部分については、過去に遡って税金が還付されることになりました。該当者については保険会社などから連絡があるようですが、住所が変わってわからなくなっている場合などは通知が来ないおそれもあります。そのため該当していそうな方は確認されることをお勧めします。また、所得税の他にも住民税や国民健康保険などの社会保険関係、扶養控除関係にまでも影響を及ぼす場合もあります。その際には、自分で申告をしないと還付されませんが計算方法など複雑です。ですから、少しでも「該当するかな?」と思われた場合には遠慮なくご相談ください。

今を生きる 先人の言葉

順者を待つてゐる
だけの人肉にはお
久に順者が来ない

喜劇役者である藤山寛美の言葉。
長い行列に並んでも、自分の番がくる保証などない。流れに身を任せるより、流れに棹さして自分で行動を起こすことが大切である。

トレンドを斬る!

肉や魚、野菜などの食材と調味料を入れて電子レンジで加熱するだけで誰でも簡単に蒸し料理が作れるシリコンスチーマーが

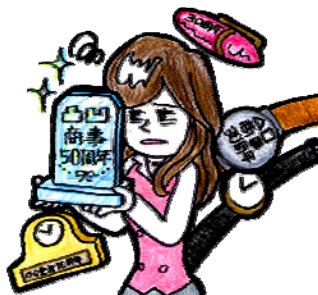
売られています。色やサイズのバリエーションが豊富で、調理後そのまま食卓に並べても見映えが良く、皿に移す必要がないので洗い物も減らせます。雑誌の付録として書店でも大々的に販売され、主婦だけでなく一人暮らしの若者や単身赴任のお父さんにも支持層を広げています。ポップな外見と高い機能性とのギャップがヒットの理由のようです。



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【社員が自慢したくなる会社】

「今までもらったすごいプレゼントは、島、クルーザー、ビル、あとは油田」こんな話をさらっとしても許されるのはハリウッドのセレブくらいです。自慢話をする人は基本的に嫌われます。しかし例外もあります。



昨年の11月に創立70周年を迎えたその会社は、50人の社員全員にある記念品を渡しました。あなたが社長ならどんな記念品にするでしょうか（ちなみに会社はちょっと儲かっています）。ネットで「創立記念品」を検索すると、会社のロゴや「創立〇周年」の文字が入った腕時計や置き時計、万年筆、クリスタルの盾など、どちらかと言えば会社側の満足を形にした品々がずらりとヒットしました。

さて、問題の会社が記念品に選んだのは、ドンペリ（ドン・ペリニオン）でした。

社員50人に1本ずつ記念品としてドンペリを配り、社長は言ったそうです。

「これからクリスマスがあります。ちょっとした記念日でもかまいません。大事な人とこのドンペリで乾杯してください」。高級なお酒はいくらでもありますが、あえて通俗的なドンペリという選択に社長の粋を感じます。お酒を飲まない人でもドンペリが高いことは知っているでしょう。お酒好きでもサラリーマンは日常的にドンペリなど飲みません。誰でも知っているけれど自分では買わない高級品。

しかも飲んだら終わりです。

記念品を見た社員たちは、「スゲー、あのドンペリだよ」とどよめいたそうです。社長は最後に、「これを飲むとき、ちょっとだけわたしのことを思い出してくれると嬉しいです」と、あいさつを締めくくりました。天才的なセンスです。

その会社の社員が自慢げにこの話をしてくれたそうです。「うちっていい会社だと思わない?」。その場にいた人たちは口々に「俺もそこで働いてみたい!」と心底うらやんだそうです。社長は、ドンペリと一緒に自分の会社を誇りに思う気持ちを贈ったのだと思います。

ドンペリ50本でいくらだったのかは知りませんが、その金額以上のものを社員は返してくれるでしょう。



MCS 税理法人立川事務所

〒190-0023

立川市柴崎町 3-11-4 千代田生命立川ビル4階

電話：042-595-7671 F A X：042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail: info@mcs-office.jp



MCS 税理士法人立川事務所所長の税理士舛田です。様々なご相談に親身になってお答えいたしますのでお気軽にお問い合わせください。お問い合わせは無料です